

海区漁場計画素案の概要

1 海区漁場計画素案について

漁業法第64条第1項により、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないこととなっています。

2 漁業権件数

区分	現行	計画（うち新規漁業権）	増減
共同漁業権	296	297（1）	1増
区画漁業権（真珠養殖業等）	190	310（141）	120増
区画漁業権（真珠養殖業等以外）	384	342（19）	42減

3 新規漁業権の内訳

燧共第131号、伊珠区第1号、伊珠区6号、伊珠区8号、宇珠区第3号～44号、宇珠区第46号～140号、宇魚区第1号、燧区第3号、燧区第23号～24号、燧区第79号～81号、燧区第34号、燧区第37号、燧区第63号、宇区第31～33号、宇区第66号、宇区第102号、宇区第135号、宇区第157号、宇区第165号、宇区第168号及び宇区第169号

4 免許予定日

令和6年4月1日

5 存続期間

- ・共同漁業
令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- ・区画漁業（真珠養殖業等）
令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- ・区画漁業（真珠養殖業等以外）
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで